

株式会社 **ACCIS**

有機資材確認に関するガイド(2022)
＜有機加工食品・小分け業者・輸入業者 認証事業者向け＞

◆適切な有機的管理のための使用資材の確認

- ・ 認証を取得している事業者は、製品や施設等に使用する資材が「有機 JAS 規格に適合しているか」を自ら確認したうえで使用することが求められています。
- ・ 現在使用されている「水」、「蒸気（スチーム）」、「防虫防鼠対策」についての使用状況を確認するための「有機資材確認書」と、資材に関する確認のポイントをまとめました。
- ・ 今年度の実地検査での確認項目になりますので、「2022 有機資材確認書」に現在の使用状況をご記入の上、ご回答をお願い致します。
- ・ ACCIS では、認証事業者と共に資材に関する確認を行います。検討中の資材やご不明な点などがありましたら、事務局にお問合せください。

お問合せは、(株) **ACCIS** 「資材担当：五十嵐」をお願い致します。

【重要：2022 年 3 月 31 日までに「有機資材確認書」の回答をお願いします】
(メールまたは FAX でご送付下さい)

有機食品の適合性確保のため、資材の使用を計画する場合は、
「 **ACCIS** に事前の確認」をお願い致します。

株式会社 **ACCIS**

札幌市北区北 7 条西 6 丁目 2-34 SKビル 7 階
電話:011-375-0123 FAX:011-375-0193
JAS 認証事業者専用アドレス:jas@accis.jp

【今回確認をお願いする内容】

確認の対象	確認項目	<詳細>
①水の使用 について	原料の洗浄水 仕込み水、 加工・小分け の工程中で使 用する水	<ul style="list-style-type: none"> ・工程内で水を一切使用しない場合には、「水を使っていない」とご回答下さい <工程内で水を使用している例> <ul style="list-style-type: none"> ・大根、ニンジンなど土付き野菜の洗浄 ・加工原料の洗浄、カット野菜の洗浄 ・大豆を蒸す水、豆腐等の製造 ・出荷時に発泡スチロールに入れる氷
		<ul style="list-style-type: none"> ・電解水使用の場合には、「食塩水を有隔膜電解槽で電気分解している」生成器であることをメーカーに確認して下さい
②蒸気の使用 について	ボイラー 蒸気 と清缶剤	<ul style="list-style-type: none"> ・ボイラー蒸気が原料・製品を汚染しないことが求められます。 ・ボイラーに清缶剤を使用しているかどうか確認してください。
		<ul style="list-style-type: none"> <ボイラー蒸気を使用する場合の対応方法> <ol style="list-style-type: none"> ①スチームヘッダー、セパレータ、スチームトラップなど、ドレン除去能力のある設備により、清缶剤を含んだドレンを除去している ②直接蒸気が原料・製品に触れることが無いように、間接加熱の蒸気釜を使用する ③有機の製造前に水を入れ替えて、清缶剤を含まない水で製造を行う ④清缶剤を使用せずに運転できるボイラーに切り替える
		<ul style="list-style-type: none"> ・軟水器やボイラー用浄水器の使用は問いません ・清缶剤が製品・原料に影響を及ぼすのかどうか、わからない場合には、メーカーにご確認ください
③防虫防鼠 について	防虫防鼠・施 設管理	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生管理を委託する場合には、有機性を損なうことの無いように、委託先と契約を取り交わしてください
		<ul style="list-style-type: none"> ・薬剤を利用しない防虫防鼠が基本 ・殺虫剤・防虫剤・防鼠剤・その他の薬剤を使用する場合には、商品仕様書入手して、有機食品へ影響無いように管理してください ・使用できる薬剤は、有機加工食品規格の別表2、有機農産物規格の別表4、別表5に限られます ・「蚊取り線香」などは、製品により使用できるもの、できないものがありますので、ご確認ください。

【資料 2-1】

今回確認・ご回答を頂く内容ではありませんが、以下のような資材を利用される場合には、検査時にどのような内容か確認致します。検査員に提示されるための資料をご用意ください。

確認の対象	種類	<詳細>
製品に添える助剤	乾燥剤・脱酸素剤	・生石灰、シリカゲルなど製品に添える乾燥剤や、脱酸素剤などの製品の品質保持のための資材が該当します。酸素・水分などを単純に吸着するものは、利用可能。
	鮮度保持資材	・アルコール製剤、ワサビ抽出物入りシートなど、包装内になにかを噴出する製品は、基本的に使用できません

◆有機加工食品・小分け業者・輸入業者 資材についての確認のポイント

区分	資材の種類	確認のポイント
直接原料・製品にふれる水	水	【水道水(公的な「水道」)は問題ありません。地下水は要水質検査。】
		<ul style="list-style-type: none"> ・「飲用適」の水を使用することが求められています。 ・「飲用適」にする目的で、地下水への塩素添加は可能です。 ・製造に水を使用していない場合には、その旨回答ください。
	電解水	<p>【次亜塩素酸水(食塩水を有隔膜電解槽で電気分解した「電解水」に限る。)は農産物の洗浄に使用できます】</p> <p><要確認：以下のような水は使用できません></p> <ul style="list-style-type: none"> ・電解水等の化学的な処理が行われた水(上記以外) ・有機加工食品規格 別表 1 に掲げられた食品添加物以外の、化学的に合成された物質が添加された水 ・塩酸または塩酸 に食塩水を加えて無隔膜電解槽で電気分解した「微酸性次亜塩素酸水」 ・食塩水を無隔膜電解槽で電気分解した「次亜塩素酸ナトリウム水」 <p>電解水をお使いの場合には、メーカーに生成器の仕様を確認の上でお使い下さい</p>
有機食品を扱う施設で使用する資材	殺虫剤	【商品仕様書もしくは成分がわかる資料を入手してください】
		<ul style="list-style-type: none"> ・有機農産物別表 4・有機加工食品別表 2 のみ使用可能薬剤。成分がわかる書類を入手してください ・別表に当てはまらない薬剤・洗浄剤は使用できませんので、商品仕様書を入手して、ご確認ください。 ・家庭用のエアゾール式、吊り下げ式の殺虫剤は、使用不可のものが多くので要注意!
	防虫・防鼠	<p>【商品仕様書もしくは成分がわかる資料を入手してください】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自社での管理の場合、使用する資材について成分のわかる書類を入手してください ・専門業者への委託の場合、有機的管理についての契約書が必要。 <p>・箱ワナ、ハエ取りリボン、電気式捕虫器など、薬剤を使わずに物理的に除去する器具は、使用可能です。</p>
機械・器具の洗浄	清掃洗浄に使用する洗剤・殺菌剤等	【個別の事前確認が必要】
		<ul style="list-style-type: none"> ・倉庫も含め施設の薬剤燻蒸は原則的に使用できません。 ・行う場合は、事前に ACCIS に確認・ご相談ください。
機械・器具の洗浄	清掃洗浄に使用する洗剤・殺菌剤等	<ul style="list-style-type: none"> ・機械・器具類の洗浄などに使う薬剤は、特段の制限はありません。 ・ただし、薬剤が機械・器具類に残らないようにする。 ・使用した薬剤が原料・製品に直接触れないように、水で洗い流す。